

よこはま支部だより

第76号
2022年冬



一般社団法人 神奈川県建築士会 横浜支部
THE YOKOHAMA BRANCH KANAGAWA PREFECTURE
SOCIETY OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS

P1:表紙

P2-3: 支部長挨拶
賛助会員のご紹介

P4:横浜市建築局からのお知らせ

【発行】

一般社団法人 神奈川県建築士会 横浜支部事務局
〒231-0011 横浜市中区太田町2-22
神奈川県建設会館 5階

【担当】広報委員会

Phone:045-201-1284

Fax.:045-201-0784

[http://www.kanagawa-kentikusikai.com/
sibu/yokohama/](http://www.kanagawa-kentikusikai.com/sibu/yokohama/)

横浜の鎮守「伊勢山皇大神宮」:Photo by Ochiai



2022年頭挨拶



横浜支部 支部長 渡邊一郎

新年明けましておめでとうございます。皆様にとって良い年になることを祈念申し上げます。

昨年は一昨年から引き続き新型コロナウイルス感染症で厳しい環境下、活動して参りました。会員の皆様には期待外れ感があったでしょうがコロナ禍、ご理解賜りたいと存じます。ワクチン等の効果や各自の心掛けで収束の兆しがあり、本年の活動は期待できると考えております。

神奈川県建築士会は本年70周年で11月に記念式典を予定しており、準備を進めております。横浜支部も様々な面で協力しております。会員の皆様へご理解、ご協力を賜りたいと存じます。また横浜市は本年公共建築物建設100年の記念事業を同じ11月に開催を予定しております。本支部は横浜市役所所属会員も多く、その事業に協力をさせて頂きたいと考えており皆様のご理解をお願い申し上げます。

近年、仕事場のあらゆるところで働き方改革が推進されています。設計事務所、施工現場では超過勤務の扱いや夜間・休日勤務の報酬の増加、産休・育休等の確保など、法に則った勤務体制が求められます。私は地元の施工会社の息子として生まれ、家業を継ぐべき立場とし育ち現職にありますが、学校を卒業した当時と比して今の若い世代に対する環境の違いは驚くべきです。若い頃は残業、休日出勤は当たり前、日曜日は前日の土曜の午後3時頃、上司に「明日は休んでいいよ」と言われ嬉々としたものでした。今思うと月休二日制でした。それが現場監督として常識でした。今の若い世代は学校生活が始まった頃から週休二日制の時代です。古い世代の常識は若い世代は非常識です。小生は上司のパワハラ、そして長時間労働が自身を形

成されたと認識しておりますが、その二つの要素が否定される時代に新しい技術者育成に苦心しております。若い頃、現場作業に過程で失敗し監理者に見つかりと怒られるからと、極めて単純な言い訳で、こっそり直そうと日曜日、作業所に誰もいない状況で職人の親方に前日の土曜日に土下座し、お願いし一緒に間違った箇所を直し、月曜日は飄々と何事もなかったように振舞った思い出があります。施工者にとって監理者は神様の如くの存在で当時、若いペイペイの小生が神のような作業所の上司、その神が崇拝する存在の監理者に迷惑が掛かけてはいけない一心でその行動をしましたが果たして今の若い方に理解されるか疑問です。寂しい反面、時代に合わせた会社運営を求められていることを感じております。良い悪いは別に、法律で就業時間の限度を決め、その限られた時間内で結果を出す労働環境を求められています。施工会社の長として、設計者に対し限られた時間の中で施工図作成、実際の施工を出来る設計を心がけて頂きたいと希望しますし、発注者に対して世の中の状況を理解し、施工者に理解できる設計を所望されるよう期待しております。一方そのような環境が技術者の質の低下も招く事を危惧しており、またかつては考えられない様なミスが発生していることを否定できません。時たま新聞紙上で報道される建設現場の災害、クレーンの倒壊、山留壁が崩壊等々かつては考えられなかった事例があり、因果関係は別に設計、施工者の若い世代の技量の低下は否定出来ません。建築物を世に表す作業は発注者、設計者、そして施工者の相互の理解、国、自治体の様々な法律、条令をクリアし実現します。会員の皆様にもご理解を賜りたいと存じます。建築士会は設計、施工、行政の他、資格取得されている様々な業界の方々の集まりです。多くの設計者、施工者、行政の皆さまの声をお聞きし、そのような業務以外の皆様に考えも尊重したいと考えております。多くの皆様の力をお貸し願えれば幸いです。また本会、横浜支部問わず共通

の悩みは会員の減少です。会員になるメリットを考え増強を進めて参りますが根本的な減少の考慮をしなければなりません。行政の皆様や会員企業の経営者の皆様に相談させて頂きたいと存じます。

試験制度変わり実務経験なしで受験し、合格後一定の実務経験を積み資格者として認められます。果たしてこの制度が良いか悪いかは後々の方々が決めるでしょうが、自身の経験上、時間の制約のある中、工夫し勉強をし、また仕事でも試験と関連のある事項が多々あり、それらを網羅し知識を高め、試験に臨むことは重要です。また設計製図は、業務で設計をされている人と、全くしてない人ではハンディがあり克服し合格まで漕ぎつけることは大きなハードルです。試験制度変更で一級建築士受験者数の大幅増加、それに伴う試験監理官、試験補助員の確保が大きな課題となり、又試験当日は検温、机や椅子の消毒等の作業が発生したにもかかわらず皆様の協力で無事乗り越える事が出来ました。然しながら二級建築士試験受験者は

減少しております。考えられることは工業高校建築科を卒業し設計へ目指す門戸が減っているのでは…設計や行政に携わる皆様には工業高校建築科新卒生に興味を持って頂きたいと思っております。昨年小生が責任者を務める建設関連団体では次代の技術者育成を求め、初めて横浜市へ市立の建築科、土木科のある工業高校設立を要請しました。若いうちからしっかりした技術者、設計者を育てることは大事と思っております。

厳しい環境下でも横浜支部会員の皆様には建築士として襟を正し、業務に打ち込むことが重要です。設計や施工、行政の現場において建築士の業務は終わりのないと言われたのは小生がまだ駆け出しの昭和の頃で、今は働き方改革を通じ効率性を求められております。新しい若い世代の活躍の場を広げるためにご理解頂きたいと存じます。終りに本年、支部会員の皆様が大きく飛躍されることを祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。



賛助会員のご紹介

(株)星

不二物産(株)

(株)渡辺組

(株)ヒライデ

東京ガス(株)

横浜エレベータ(株)

(株)キクシマ

(株)カンディハウスヨコハマ





横浜市 建築局からのお知らせ

「横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例」 が令和3年8月1日に施行されました！

空家等の適切な管理が義務となりました！



- ・本市では「第2期横浜市空家等対策計画」に基づき「空家化の予防」、「空家の流通・活用促進」、「管理不全な空家の防止・解消」、「空家の跡地活用」を取組の柱として、総合的な空家等対策を推進しています。
- ・適切な管理が行われていない空家は、建物の老朽化をはじめ、樹木繁茂や衛生害虫、火災、防犯、ごみなどの多岐に渡る課題により、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼし、さらには、倒壊などによる生命や身体への危険を生じさせる恐れがあります。
- ・そこで、空家等の適切な管理を義務化するなど空家等の所有者の責務を明確にし、特定空家等※に起因する危険への対応として標識設置や所有者がいない場合などにおける応急的危険回避措置を講じることができるようにするため、条例を令和3年3月5日に制定し、同年8月1日に施行されましたのでお知らせします。 ※特定空家等：管理不全が原因で周囲に著しい悪影響を及ぼすおそれのある空家等

本条例のポイント

■ 法では努力規定となっている所有者による空家等の適切な管理を条例で義務化しました。

- ※所有者には管理者や法定相続人を含みます。
- ※空家等には附属する工作物やその敷地・樹木を含みます。

■ 土地所有者についても、借地の場合などは建物所有者に対して、周辺に悪影響を及ぼさないよう、改善に向けた働きかけを行う努力規定を設けました。

特定空家等に起因する危険を周知するために、**法の規定より早く、勧告の段階で行政が現地に標識を設置**することができるようになりました。

特定空家等の所有者がいない場合などで、外壁の剥離等により生命・身体に重大な危険が迫っているときには、**行政が応急的に危険を回避する最小限の措置**をすることができますようになりました。

条例の詳細内容は
 担当：建築局建築指導課 ☎：045-671-4539

建築士の皆さまへ ～空家等の所有者向けの支援制度～

① 空家の総合案内窓口

電話又は窓口で簡単なアドバイスを無料で行います。
場所：ヨコハマポートサイドビル4階 住まいるイン
☎：045-451-7762（運営：横浜市住宅供給公社）

② 空家活用のマッチング制度

空家等の所有者と、地域活動拠点を探してる団体等との対話の場の設定を無料で行う制度です。

③ 空家活用の専門相談員派遣事業

市と空家等対策の協定を締結した専門家団体等と連携し、相談員を無料で派遣し、空家の賃貸借契約や改修等の支援を行います。

④ 空家の改修等補助金

「地域活性化に貢献する施設」や「子育てしやすい良質な住まい」へ改修する費用を補助します。

①～④ 担当：建築局住宅政策課 ☎：045-671-4121

⑤ 建築物不燃化推進事業補助

特定の地域において、老朽建築物の除却費や耐火性の高い建築物の新築工事費の一部を補助します。
担当：都市整備局防災まちづくり推進課
☎：045-671-3595

⑥ 住宅除却補助制度

倒壊等のおそれのある空家や、耐震性が低いと判定された木造住宅などの除却工事費を補助します。
担当：建築局建築防災課
☎：045-671-2943



詳しい内容は